

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和7年04月01日	令和7年度地域主体のまちづくり支援業務	14,126,000		11,629,159	都市計画局都市景観部景観政策課	公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和7年11月19日	京都市右京ふれあい文化会館整備工事ただし、中央監視装置改修工事	15,950,000		15,950,000	公共建築企画課	アズビル株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
003	令和7年11月10日	令和7年度全国道路・街路交通情勢調査業務委託	17,270,000		16,907,000	都市計画局歩くまち京都推進室	一般社団法人 システム科学研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
004	令和7年10月23日	令和7年度観光地等交通対策業務	18,999,992		20,184,582	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
005	令和7年10月23日	観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務	6,099,225		6,099,225	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和7年11月07日	自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務	46,750,000		46,750,000	都市計画局歩くまち京都推進室	京都市の自動運転実証機関	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
007	令和7年07月30日	京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務	13,799,680		13,673,787	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社日本旅行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
008	令和7年10月23日	観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務	9,322,736円		9,322,736円	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
009	令和7年04月01日	令和7年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	21,549,996		21,609,786	都市計画局都市企画部都市計画課	JR西日本京都SC開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和7年04月02日	令和7年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その2）	16,940,000		16,929,000	都市計画局都市企画部都市計画課	バンフィックコンサルタンツ株式会社京都事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事	過去に有		
011	令和6年04月05日	伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書略認定等取得業務委託	19,800,000	①18,920,000 ②20,680,000	20,592,000	都市計画局建築指導部建築審査課	株式会社立石構造設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
012	令和7年06月30日	建築計画概要書等Web閲覧システム構築業務委託	110,792,000		104,951,000	都市計画局建築指導部建築審査課	株式会社パスコ	政令第11条第1項第1号	物品			
013	令和7年04月01日	令和7年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務委託	予定総額 115,477,650		136,121,100	都市計画局建築指導部建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和7年04月01日	令和7年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託	72,890,000		72,812,117	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和7年06月27日	令和7年度深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地に係る境界確定業務委託	7,547,100		7,495,400	都市計画局住宅室住宅管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
016	令和7年07月22日	令和7年度石田東及び石田西市営住宅敷地に係る底地整理業務委託	10,147,500		7,563,600	都市計画局住宅室住宅管理課	公益社団法人京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
017	令和7年04月21日	養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託	13,359,500		12,272,700	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人 京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和6年08月23日	京都市桃陵市営住宅団地再生事業に係るPFIアドバイザー業務委託	36,000,000		38,640,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社 地域経済研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019	令和7年10月24日	京都市錦林市営住宅新築工事設計業務委託 ただし、独立店舗新築工事建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託	8,580,000		8,580,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社 みやこ設備設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
020	令和8年03月24日	京都市養正市営住宅整備工事 ただし、13棟解体撤去工事	561,000,000		561,000,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	ナガタ・サイセイ特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
021	令和7年04月07日	令和7年度京都市防災まちづくり支援業務	24,250,000		18,849,100	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和7年05月13日	令和7年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務	35,717,000		37,215,200	都市計画局まち再生・創造推進室	株式会社パスコ 京都支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
023	令和8年01月16日	令和7年度モデル地区における高精細3D都市データ作成業務	5,830,000		5,830,000	都市計画局まち再生・創造推進室	国際航業株式会社 京都支店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度地域主体のまちづくり支援業務

2 担当所属名

都市計画局都市景観部景観政策課

3 契約締結日

(当初) 令和7年4月1日

(変更後) 令和8年3月27日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

6 契約金額(税込み)

(当初) 14,126,000円

(変更後) 11,629,159円

7 契約内容

- ・まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援業務
- ・「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援業務
- ・建築協定の活用推進業務
- ・連絡協議会の活動支援業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

- (1) 専門家派遣等の支援業務について、当初契約時に見込んでいた派遣地区数・期間を下回る見込みであり、委託金額を減額する必要があるため。
- (2) 勉強会に係る経費が当初見込みより下回ったことや、建築協定地区表示看板設置に係る補助の執行がなかったことなどにより、京都市建築協定連絡協議会の活動に係る費用が当初想定していたよりも少なくなったため、京都市建築協定連絡協議会の活動支援を目的とした補助金の交付額が減額されるため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市右京ふれあい文化会館整備工事
ただし、中央監視装置改修工事
- 2 担当所属名
都市計画局公共建築部公共建築企画課
- 3 契約締結日
令和7年11月19日
- 4 履行期間
令和7年11月20～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満橋1丁目8番30号
アズビル株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,950,000円
- 7 契約内容
老朽化した中央監視装置を更新する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央監視システムは空調機器等各種端末機器を制御するための信号を処理する装置であり、改修対象外の端末機器等と通信するシステムである。
システムを構成する機器間の制御及び信号については製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されないため、製造者であるアズビル株式会社を本工事の契約相手方とする。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

工事費内訳

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
直接工事費		1		式		10,777,700		
計						10,777,700		
共通費								
共通仮設費		1		式		456,062		
現場管理費		1		式		2,547,114		
一般管理費等		1		式		2,019,124		
計						5,022,300		
工事価格		1		式		15,800,000		
消費税等相当額		1		式		1,580,000	消費税率 10 %	
工事費		1		式		17,380,000		

機械設備工事 科目別内訳

[illegible]

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度全国道路・街路交通情勢調査業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年11月10日
(変更後) 令和8年 2月24日
- 4 履行期間
令和7年11月11日から令和8年3月13日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通夷川下る二条新町717番地
一般社団法人 システム科学研究所
専務理事 丹下 真啓
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 17,270,000円
(変更後) 16,907,000円
- 7 契約内容
道路の計画、建設、維持修繕その他の管理などについての基礎資料を得ることを目的に、道路状況調査、交通量調査及び旅行速度調査を実施し、調査結果のとりまとめを行うもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本業務は全国的に実施する調査であり、国土交通省により定められた提出期限内の業務遂行が必須となっている。
当初、本業務について一般競争入札を行ったが、応札者がいなかったことから不成立となった。本来であれば、再度入札を行うことが望ましいが、国土交通省が指定する期限までの間に、再度の入札執行に必要な期間を確保することは不可能であったため、仕様等を変更の上、変更後の仕様で業務の遂行が可能な業者の中から価格比較により契約の相手方を選定した。
また、国において必要となる区間のETC2.0プローブ情報を取得したことから、本契約において旅行速度調査の実測が不要となり、減額変更となった。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度観光地等交通対策業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和7年10月23日
- 4 履行期間
令和7年10月23日～令和8年2月9日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社関広
京都市中京区烏丸二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広 代表取締役 南部 和久
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 18,999,992円
（変更後）20,184,582円

7 契約内容

本業務は東山地域において、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的として、観光地等交通対策を実施し、併せて、臨時パークアンドライド駐車場の開設・運営や公共交通の利用促進に係る取組の実施について委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（随意契約の理由）

本業務は、観光地への自動車流入の抑制の促進と安全快適な歩行空間の創出のため、地元住民・商業者、京都府警察、交通事業者等の関係機関に加え、警備業務等の受託事業者との連携の下、効果的な交通対策を実施するものである。契約の目的を効率的に達成するためには、各種団体との高い調整能力が不可欠であり、地域の事情に精通していることが求められる。したがって価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

（変更契約の理由）

本対策の効果検証に用いるデータをより精緻なものとするを目的として、交通量調査の実施日追加に伴う交通量スタッフ等の増加により、増額変更の必要が生じたため。

その他、京都府警などの関係機関との協議による物品の数量等の変更や、実車走行の計測日に変更があったため。

9 根拠法令

✓地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和7年9月11日に、株式会社関広が最適であると選定したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
観光地等交通対策（東山地域）に係る警備等業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和7年10月23日
- 4 履行期間
令和7年10月23日から令和8年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社コトナ
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5
代表取締役 大島伸二
- 6 契約金額（税込み）
6,099,225円
- 7 契約内容
本業務は東山地域において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的に、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、本市が実施する観光地等交通対策（東山地域）に係る警備等業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、観光地への自動車流入の抑制の促進と安全快適な歩行空間の創出のため、地元住民・商業者、京都府警察、交通事業者等の関係機関に加え、警備業務等の受託事業者との連携の下、効果的な交通対策を実施するものである。契約の目的を効率的に達成するためには、各種団体との高い調整能力が不可欠であり、地域の事情に精通していることが求められる。したがって価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
☒地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和7年9月11日に、株式会社コトナが最適であると選定したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和7年11月7日
- 4 履行期間
令和7年11月7日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
京都市の自動運転実証機関（代表機関）NTTドコモビジネス株式会社 代表取締役 小島克重
- 6 契約金額（税込み）
46,750,000円
- 7 契約内容
自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、本市における人口減少・高齢化等に伴う交通事業者の運転手不足といった地域交通の構造的課題に対応し、市民及び観光客を含む多様な移動ニーズに応える、持続可能な地域公共交通の実現するため、本市の交通事業者である京都市交通局と連携し、自動運転バスの社会実装に向けた検証等を行うことを目的とし、自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務を委託するものである。契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、高い技術力及び幅広い見識が不可欠であり、価格やその他の様々な要素から契約の相手方を選定する必要があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により選定した事業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和7年10月21日に京都市の自動運転実証機関が最適であると選定したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和 7 年 7 月 3 0 日
(変更後) 令和 7 年 1 1 月 2 5 日
- 4 履行期間
令和 7 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通り柳馬場西入ニッセイ四条柳馬場ビル2階
株式会社日本旅行 京都四条支店
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 1 3, 7 9 9, 6 8 0 円
(変更後) 1 3, 6 7 3, 7 8 7 円
- 7 契約内容
多言語 (日英中韓) 対応可能な期間限定案内所の開設等により、京都駅から観光地へ移動する観光客を、地下鉄をはじめとする鉄道・観光特急バスなど、大量輸送可能な公共交通機関に案内・誘導するとともに、大型手荷物を持った観光客を、臨時手荷物配送・預かり所等に誘導すること。
- 8 変更の理由
夜間警備員の配置日数減により、京都駅前広場の利用に当たって必要な経費が減額となったため、委託料を減額する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項 (地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
業務の目的を効率的に達成するためには、観光客に向けた多言語での情報発信における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定

する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和7年10月23日
- 4 履行期間
令和7年10月23日～令和8年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250-5
株式会社コトナ 代表取締役 大島 伸二
- 6 契約金額（税込み）
9,322,736円
- 7 契約内容
嵐山地域における交通対策実施日に、嵐山地域へ流入してきた自動車のスムーズな交通誘導及び歩行者の安全確保のため、京都府警をはじめ関係機関との連携の下、効果的な警備を検討・実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の目的を達成するためには、交通誘導及び歩行者の安全確保等のため、警備業務に関する高い技術力及び幅広い見識が不可欠である。
このため、本契約については、提案内容、運営体制、これまでの実績、価格その他様々な要素から相手方を選定する必要がある、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和7年9月16日に当該事業者を特定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度烏丸公共地下道維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地
JR西日本京都SC開発株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 21,549,996円
(変更後) 21,609,786円
- 7 契約内容
 - (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
 - (2) 水道料金の支払
 - (3) 清掃業務
 - (4) 警備業務
 - (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備の工事、維持及び運用に関する業務
 - (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
 - (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
 - (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
 - (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
電気料金の高騰により、委託料の上限に変更が生じたため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市都市計画道路網の見直し業務（その2）

2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

3 契約締結日

（当初）令和7年4月2日

（変更後）令和8年3月23日

4 履行期間

令和7年4月2日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区室町通り綾小路上る鶏鉾町480番地

パシフィックコンサルタンツ株式会社

6 契約金額（税込み）

（当初）16,940,000円

（変更後）16,929,000円

7 契約内容

- (1) エリア間の検証
- (2) 財政体力を踏まえた検討
- (3) 見直しの考え方、廃止路線（案）のとりまとめ
- (4) 将来交通量推計の算出・評価
- (5) 研究会の運営補助
- (6) 見直しの考え方、廃止路線（案）に関するパブリックコメント用資料等の作成、支援
- (7) 説明会・公聴会の運営補助
- (8) 都市計画審議会資料の作成
- (9) 業務報告書等の作成

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

以下の業務について、それぞれに記載する理由により、業務量の増又は減があり、総額として委託料を減額することとなったため。

- ・ 京都市都市計画道路網の見直し研究会（以下「研究会」）や説明会の実施回数が減少したことに伴い、想定していた研究会の運営補助等の一部見直しによる業務量減。
- ・ エリア間の検証においては、当初、エリアごとの特性把握で用いた重ね図（路線図に用途地域や建物密集度等の都市情報を重ねた平面図）等による検証を想定していたが、現道拡幅や新設といった現道の整備状況に応じた土地利用への貢献度を評価するにあたり、現

道と現行基準に倣った都市計画上の幅員構成とを区間ごとに比較する必要性が生じたため、追加の検討資料の作成を要したことによる業務量増。

- ・ 関係機関との協議において、将来交通量の推計結果に関する説明資料の作成を求められたことによる業務量増。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

伝統的構法を用いた木造建築物の構造解析等及び図書省略認定等取得業務委託

2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築審査課

3 契約締結日

(当初) 令和6年4月5日

(変更①) 令和6年11月27日

(変更②) 令和7年3月28日

(変更③) 令和7年6月27日

(変更後) 令和8年2月27日

4 履行期間

(当初) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(変更①) 令和6年4月1日から令和7年6月30日まで

(変更後) 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区姉小路通柳馬場東入る菊屋町562森口ビル2階
株式会社立石構造設計

6 契約金額(税込み)

(当初) 19,800,000円

(変更①) 18,920,000円

(変更②) 20,680,000円

(変更後) 20,592,000円

7 契約内容

伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、構造解析等の業務等を委託するもの

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本委託契約は、伝統的構法を用いた木造建築物の新築が促進されるよう、仕様書作成及び構造解析を行い、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(1)及び(2)の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得することを目的としている。

本委託は性能評価書を取得するものであるところ、審査を行う委員会が令和7年度内には審査委員会を開催しないとしたことから性能評価書の取得について、変更契約を行った

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本委託契約で必要となる次の資格要件を満たす者が他になく、特定の者でなければ契約の内容を履行することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社 立石構造設計との随意契約を締結した。

ア 伝統的構法を用いた木造の構造設計業務において複数の実績を有するものであること。(限界耐力計算、時刻歴応答解析(大臣認定を取得したものに限り、免震建築物を除く。)ともに実績を有する者に限る。)

イ 建築基準法第68条の10、第68条の25若しくは第68条の26又は同法旧第38条の認定を取得した業務(木造建築物の構造方法(部材のみのものを除く。)に限る。)において実績を有する者であること。

随意契約締結結果報告書

1 件名

(変更契約) 建築計画概要書等Web閲覧システム構築業務委託

2 担当所属名

都市計画局建築指導部建築審査課

3 契約締結日

当初 令和7年6月30日

変更 令和8年3月16日

4 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

(履行期間変更なし)

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659

株式会社パスコ

6 契約金額(税込み)

当初 110,792,000円

変更 104,951,000円(当初契約から▲5,841,000円)

7 契約内容

建築計画概要書等のインターネット公開に向けたWeb閲覧システムの構築業務を委託するもの

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本業務は、建築指導部で運用している現行システムに、建築計画概要書等の公開機能を追加し、業務支援機能の最適化等を図ることを目的として、システムバージョンアップを実施し、Web閲覧機能を有する新システムをデータ整備も含めて構築するものである。

新システムは令和8年3月の運用開始に向けて、建築計画概要書等のデータ整備及び移行作業を進める中で新台帳システムの運用に関してシステム上の課題が出てきたため、Web閲覧システムの令和8年3月の供用開始を優先させることで新台帳システムの供用開始の時期を遅らせる必要が生じたため、一部仕様を変更する必要が生じたものである。

9 根拠法令

☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約の理由のとおり、現行の窓口で閲覧に供する情報とインターネット公開中の情報を同期し、現行システムと新システムの頻繁なデータ連携を行うこと、整備済みのデータを取り込み、システムの稼働テスト、調整を行うことは既存ベンダーである(株)パスコしか業務を担うことができない。

既存の建築台帳システムは、建築指導部が所管する各種業務に関する機能、情報を多数搭載しており、障害等が発生した場合、本市の業務遂行に多大な影響を与えることになる。

株式会社パスコは、既存の建築台帳システム並びに窓口閲覧システムの設計・開発及びメンテナンス事業者として、十分な知識と技術力及び適切かつ確実に業務を遂行する能力を有しており、既存の業務機能を損なうことなく、本業務を履行することができる唯一の事業者である。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度 京町家・木造住宅 耐震化支援事業等に係る業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和7年12月17日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額(税込み)
(当初)(予定総額) 115,477,650円
(変更後)(予定総額) 136,121,100円
- 7 契約内容
民間木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震化支援業務等を委託するもの
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
木造住宅耐震化支援業務のうち、京町家・木造住宅の耐震診断士派遣事業の実施件数が想定よりも増加したため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託業務はすまいに関し、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、地域と連携した普及啓発、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に係る申請受付等を一貫して総合的に実施するものである。
地域と連携した普及啓発は、公的信用力により地域住民と信頼関係を構築し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する経験が求められる。また、市民等を対象とした相談対応及び情報発信、木

造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業は、秘密厳守・公平性・中立性が求められる。

さらに、市民サービスを向上し、すまいの耐震化をより一層促進するためには、本委託業務と関連する事業の相談や総合的な提案等のワンストップ窓口としての機能が求められる。

このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、継続的・総合的な業務遂行能力が必要であり、随意契約理由として最大の理由である地域と連携した普及啓発及び京都市の利益増進につながる任務を担える唯一の団体である京都市住宅供給公社に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 72,890,000円
(変更後) 72,812,117円
- 7 契約内容
 - (1) すまいに関する総合的な相談に係る業務
 - (2) すまいに関する情報発信等に係る業務
 - (3) 京都市すまいの事業者選定支援制度に係る業務
 - (4) 居住支援に係る業務
 - (5) 住宅の省エネルギー化推進に係る業務
 - (6) 分譲マンションの管理の適正化に向けた支援に係る業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
分譲マンションの管理の適正化に向けた支援に係る業務のうち、分譲マンション管理アドバイザー派遣の実施回数が、枠数に満たなかったため減額変更。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記「8」のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地に係る境界確定業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年6月27日
(変更後) 令和8年3月30日
- 4 履行期間
契約の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 7,547,100円
(変更後) 7,495,400円
- 7 契約内容
深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地の現地調査や測量業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
登記資料等の調査及び現地調査により、隣接地との境界確定が必要な数量が精査され、現況測量業務数は増加したが、全体として当初の想定よりも必要数が減少した。また当初、境界確定までの予定していた業務が、隣接地権者との協議に時間を要したことにより、境界の現地確認立ち合いまでの実施となったことによる減のため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務は、深草市営住宅敷地及び越後屋敷市営住宅敷地の今後の跡地活用に当たり、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行った

うえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示を行うものであり、対象資産の早期の有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要がある。

本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。

また、同協会は、これまでも京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。このような性質を備えた法人は京都市域においては同協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度石田東及び石田西市営住宅敷地に係る底地整理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年7月22日
(変更後) 令和8年3月30日
- 4 履行期間
契約の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 10,147,500円
(変更後) 7,563,600円
- 7 契約内容
石田東及び石田西市営住宅敷地の現地調査や測量業務
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
登記資料等の調査及び現地調査により、隣接地との境界確定が必要な数量が精査され、当初の想定よりも必要数が減少した。また当初、境界確定まで予定していた業務が、隣接地権者との協議に時間を要したことにより、境界の現地確認立ち合いまでの実施となったことによる減のため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務は、石田東及び石田西市営住宅敷地の今後の跡地活用に当たり、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示を行うものであり、対象資産の早期の

有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要がある。

本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。

また、同協会は、これまでも京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。このような性質を備えた法人は京都市域においては同協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
養正市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月21日
(変更①) 令和8年3月11日
(変更後) 令和8年3月31日
- 4 履行期間
(当初) 契約の日から令和8年3月13日まで
(変更①) 契約の日から令和8年3月31日まで
(変更後) 契約の日から令和8年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通り富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 金13,359,500円
(変更後) 金12,272,700円
- 7 契約内容
養正市営住宅団地再生事業において、未確定となっている土地境界を確定させるもの
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
土地の境界確定において、関係者間の立合い及び同意に時間を要したため、契約期間を延長した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市桃陵市営住宅団地再生事業に係る P F I アドバイザリー業務委託

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

(当初) 令和 6 年 8 月 2 3 日

(変更後) 令和 8 年 3 月 3 1 日

4 履行期間

(当初) 契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(変更後) 契約の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区石町一丁目1番1号

株式会社 地域経済研究所

6 契約金額 (税込み)

(当初) 3 6, 0 0 0, 0 0 0 円

(変更後) 3 8, 6 4 0, 0 0 0 円

7 契約内容

民間活力の導入に関する財務、法務、技術等に関する総合的な支援を行う。

- ・ 要求水準書案の作成に係る実施手法、リスク分担等の検討
- ・ 要求水準書案の作成
- ・ 実施方針案の作成
- ・ 民間事業者の募集、審査・選定及び公表に係る支援

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本業務は、京都市桃陵市営住宅において民間活力の導入による団地再生事業に係る検討を行うに当たり、事業手法や事業内容、事業者の選定等に関わる詳細な検討を行うとともに、各種の具体的な手続きに関する支援等を行うものである。

本業務の実施に当たっては、財務、法務、技術等に関する多岐にわたる検討を行うとともに、的確な事業スキームを提案し、要求水準等を取りまとめる必要があるため、受託者が持つ P F I 法務、建築基準法等に関する知識や経験に基づくノウハウ等が重要となる。

本業務の受託者の選定に当たっては、業務体制や本市の提示する課題への提案を求めることで、知識、技術力及び経験等の能力の審査を行うことができるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を締結した。

令和 7 年 6 月に本事業の受託候補者を選定するため、総合評価一般競争入札の公告を行ったが、

同年１０月に入札参加表明を提出していた事業者の入札辞退により、入札が不成立となった。入札不成立を受け、再度入札公告を行い、令和８年度中の受託候補者選定を予定していることから、本業務についても、契約期間を延長したもの。

９ 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号

１０ 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定したため。

１１ その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市錦林市営住宅新築工事設計業務委託

ただし、独立店舗新築工事建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

令和7年10月24日

4 履行期間

令和7年10月25日から令和9年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区壬生花井町23番地 柴ビル

株式会社 みやこ設備設計

6 契約金額（税込み）

8,580,000円

7 契約内容

独立店舗新築工事建築に係る設備工事基本設計・実施設計業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたって必要となる配置計画及び外構計画の立案には、仮設計画、解体後の整地レベルが記載されている敷地図、地域特性の把握が必要である。

本委託先は、令和6年度契約「京都市錦林市営住宅11棟ほか14棟解体撤去工事設計業務委託」の受注者であり、本業務の予定敷地は解体撤去工事の対象範囲であるため、解体撤去工事設計業務委託において、現地測量や予定敷地周辺の利用状況調査に基づく搬入経路等の検討を行った上で仮設計画を作成し、さらに解体後が店舗予定地であることを念頭に解体後整地レベルを計画するなど、既に本業務に必要な敷地図や地域特性に関する詳細なデータやノウハウを蓄積している。

これにより、契約後ただちに配置計画及び外構計画の立案に着手することができ、スケジュールの短縮を大幅に見込めるため、本業務の令和8年度内履行が可能である。

一方、入札に付した場合は、本委託先の解体撤去工事設計業務委託の委託期限は令和7年度末であるため、本委託先が所有する詳細なデータやノウハウを直ちにに取りまとめることができず、応札者に提供しえない。本業務においては、これらのデータやノウハウを基にして、業務上のクリティカル工程となる配置計画及び外構計画の立案に、業務開始当初から着手する必要があることから、入札に付した場合は予定期間での履行が不可能であるため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市養正市営住宅整備工事 ただし、13棟解体撤去工事
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和8年3月24日
- 4 履行期間
着工命令の日から590日以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区勸修寺南大日町7番地
ナガタ・サイセイ特定建設工事共同企業体
代表者 ナガタ工業株式会社 代表取締役 福島 英康
- 6 契約金額（税込み）
金561,000,000円
- 7 契約内容
養正市営住宅団地再生計画に基づく整備事業として、養正市営住宅13棟を解体撤去するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件工事については、一般競争入札を実施したが、不成立となった。そこで、再度入札を行った
が、全ての入札が予定価格を超過し、不成立となった。
そのため、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」5に基づき、再度入札を行った者の
うち、予定価格に最も近接する金額の入札者であるナガタ・サイセイ特定建設工事共同企業体の代
表者であるナガタ工業株式会社と交渉し、予定価格の範囲内となる価格が提示されたことから、随
意契約を締結した。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治
法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

1

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	386,991,668	
電気設備工事	1	式	9,210,824	
機械設備工事	1	式	12,162,700	
計			408,365,192	
共通費				
共通仮設費	1	式	32,849,454	
現場管理費	1	式	22,552,358	
一般管理費等	1	式	51,132,996	
計			106,534,808	
工事価格	1	式	514,900,000	
消費税等相当額	1	式	51,490,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	566,390,000	

工事種別内訳

2

[illegible]

機械設備工事 種目別内訳

4

[illegible]

12

[illegible]

機械設備工事 中科目別内訳

[illegible]

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市防災まちづくり支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月7日
(変更後) 令和8年2月20日
- 4 履行期間
令和7年4月8日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 24,250,000円
(変更後) 18,849,100円
- 7 契約内容
密集市街地における学区単位や路地・町単位の防災まちづくり活動に対し、防災まちづくりについての専門知識を有する者の派遣を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
当初契約で予定していた専門家派遣業務の内容に変更があったため、契約内容を変更する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「センター」という。)は、本業務の委託先に求める要件を以下のとおりすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号の規定により、センターと随意契約を締結する。
(1) センターで実施している「まちづくり活動支援事業」の専門家派遣(コンサルタント派遣)に

において、まちづくりコンサルタント、学識経験者及び一級建築士など、多種多様な専門家を登録するとともに、複数の分野に渡るまちづくりに関する地域のニーズや状況に合わせて適切な専門家を派遣し、市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があるため、専門家のマッチングに長けていると認められること。

また、これらの取組では、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められること。

- (2) センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律及び市民活動等の多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりに欠かせない専門家との協同のネットワークを既に構築しており、これを活用することで、専門家への相談に応じて専門家相互の交流を促進するなど、多様な専門家の支援を可能とする体制が整っていると認められること。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度京都市都市計画基本図修正・都市計画基礎調査・3D都市モデル整備業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年5月13日
(変更後) 令和8年2月12日
- 4 履行期間
令和7年5月14日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町659
株式会社パスコ 京都支店
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 35,717,000円
(変更後) 37,215,200円
- 7 契約内容
本業務は、京都市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤として国土交通省が策定する標準仕様に準拠した3D都市モデルを整備することで、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現するため、3D都市モデル整備並びにその原典データである都市計画基本図の修正及び都市計画基礎調査の実施について業務委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(変更理由)
更新年度が古い都市計画基本図等を随時更新することで、早期にまちなかの変化を確認することができるため、基本図修正等を一部追加するもの。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行ったもの。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度モデル地区における高精細3D都市データ作成業務

2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

3 契約締結日

令和8年1月16日

4 履行期間

令和8年1月17日から令和8年3月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル二丁目富永町338
国際航業株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

5,830,000円

7 契約内容

本業務は、現行の3D都市モデルとGISソフトウェア上で重畳することや、編集・可視化が可能な京都駅前の都市構造物等の3Dモデルを整備するものであり、将来的に駅前広場や周辺道路の将来像や開発に関する影響を関係者間で共有可能な環境の整備に向けた基礎データを作成するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都駅前の交通結節点としての機能や居心地、回遊性を向上させるためには、活用可能な空間が有限な中において歩いて楽しい歩行者空間の拡充を図り、ウォークアブルなまちづくりを進めることが必要である。

そのためには、事業者・設計者、市民、専門家、行政などの関係者間で、公共空間や民間敷地での開発のあり方・影響を具体的なシミュレーションをもとに将来像を共有したうえで議論することが重要である。

本業務は、京都駅前の将来像のシミュレーションを可能とする正確で鮮明なモデルを作成するものであり、3Dデータの作成や取扱いについて知見及び経験を有することが必要不可欠であることから、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行ったもの。